

# 石油希望受渡実施要領

## 石油希望受渡実施要領

### (目的)

**第1条** 本要領は、石油受渡細則（以下「細則」という。）第25条に規定する限月現金決済先物取引における希望受渡し（以下「希望受渡し」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

### (定義)

**第2条** 希望受渡しは、当月限の建玉（前月限25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）の翌営業日から当該月末営業日までは、2番限月の建玉）を有する取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下第4条、第5条、第6条、第18条及び第19条において同じ。）が、合意した受渡条件により受渡しを行うことについての契約等を当月限取引最終日前に締結し、その旨当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

### (利用可能対象者)

**第3条** 希望受渡しは、次の各号の一に該当する者であって、かつ、当社が適当と認めたものに限り行うことができるものとする。

- (1) 取引参加者
- (2) 当業者

2 前項の規定にかかわらず、軽油にあつては、渡方は細則第3条第1項第1号及び第2号に定める者、受方は同項第1号から第4号までに定める者であって、かつ、当社が適当と認めたものに限り行うことができるものとする。

### (希望受渡しの希望申出)

**第4条** 当月限の建玉（前月限25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）の翌営業日から当該月末営業日までは、2番限月の建玉）を有する取引参加者が、希望受渡しの相手方を求めようとするときは、受渡品、受渡数量、受渡場所、受渡日、受渡方法、申出有効期限及びその他受渡条件等について記載した当社が定める書面をもって、前月限25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）の翌営業日から細則第25条第1項に規定する最終申出期日の前営業日の午後2時30分までに、当社に申し出ることができる。

2 当社は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定に基づく書面の内容（受渡条件等については、当該申出を行った者が認める内容に限る。）を取引参加者に対し通知する。

3 申出を行った取引参加者は、第1項に規定する書面に記載されている内容を変更（申出有効期限及び申出数量を除く。）するときは、改めて書面を当社に差し出さなければ

ならない。この場合、当社は、遅滞なく当該変更内容を取引参加者に対し通知する。

### (申出方法及び承認等)

**第5条** 希望受渡しの申出方法及び承認等は、次のとおりとする。

(1) 申出を行う取引参加者は、細則第25条第1項に規定する申出期間内における毎営業日の午後2時30分（ハに定める書面について、当社が認めた場合には、受渡日の前営業日の午後3時30分）までに、以下の書類を当社に差し出さなければならない。ただし、申出は、受渡日の2営業日前の午後2時30分までに行わなければならない。

イ 渡方及び受方が連署した申請書

ロ 受渡日、受渡場所、受渡数量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる石油市場及び中京石油市場の受渡しに関する取扱要領第5条に規定する形式の契約書等の書類の写し（以下「契約書等」という。）

ハ 細則第2条第2号及び第3号に規定する製造所又は貯蔵所に設置されているタンク内において、当該受渡品を移動させることなく受渡しを行う（以下「インタンクトランスファー」という。）場合にあつては、受渡場所若しくは当該受渡品を保管又は管理している者が、当該受渡品を渡方及び受方間でインタンクトランスファーを行うことについて同意する旨を記載した書面

ニ ハに規定する書面について、渡方又は受方が自己の所有する受渡場所（タンク業者等からタンクの全部若しくは一部について賃貸借契約又はこれに準ずる契約等を締結している場合の受渡場所を含む。）若しくは当該受渡品を自己で保管又は管理しているタンク内においてインタンクトランスファーを行う場合は省略することができる。

(2) 当社は、前号の申出について、市場管理上問題がないと認めるときは、これを承認するものとし、当社の承認をもって当該申出が成立するものとする。ただし、受渡方法がインタンクトランスファーの場合にあつては、申出取引参加者に対し受渡しに関する詳細な説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとし、この場合において、当該取引参加者が正当な理由なくこれに応じないとき、若しくは説明又は資料を求めた結果、インタンクトランスファーにより受渡しを行うことが適当でないと当社が認めたときは、他の受渡方法に変更を指示、若しくは当該申出を承認しないことができる。

(3) 希望受渡しが成立した建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外するものとする。

(4) 当社は、成立した申出について、遅滞なく取引参加者に対し通知するとともに、当該取引参加者に対して受渡代金（ガソリンにあつては、受渡数量に応じた揮発油税及び地方揮発油税の税額分を加算した金額とし、軽油について、軽油引取税が課される受渡しを行う場合にあつては、軽油引取税の税額分を加算した金額とする。以下同じ。）及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代

- 金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。)を通知する。
- (5) 申出を行った取引参加者は、第1号に規定する申請書又は契約書等に記載されている内容を変更(申出数量を除く。)するとき、受渡日の午後3時30分(休業日にあつては前営業日の午後3時30分)までに、改めて書類を当社に差し出さなければならない。この場合、当社は、遅滞なく当該取引参加者に対して、受渡代金等を再度通知する。
- 2 申出を行った取引参加者は、希望受渡しが成立した場合には、第14条の規定に基づき受渡しを行うものとする。

### (申出の変更及び取消等)

- 第6条** 希望受渡しの希望申出を行った取引参加者は、申出有効期限及び申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、申出有効期限までに希望受渡しの申出が行われなかった場合又は細則第16条第1項第1号から第3号、第5号及び第6号の定めに従う事由が生じた場合は、この限りでない。
- 2 希望受渡しの申出を行った取引参加者は、申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、第5条第1項第2号の規定により、当社が当該申出を承認しない場合にはこの限りでない。

### (受渡供用品)

- 第7条** 受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とする。
- (1) ガソリン
- 日本工業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン
- (2) 灯油
- イ 灯油
- 日本工業規格K2203の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油
- ロ A重油
- 日本工業規格K2205表1に掲げる1種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油
- ハ ジェット燃料
- 日本工業規格K2209の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油

(3) 軽油

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本工業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類（特1号～特3号）の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油

**（受渡場所）**

**第8条** 受渡場所は、本邦所在の細則第2条第2号及び第3号において規定する製造所又は貯蔵所のうち、受渡当事者間で合意した場所とする。

**（受渡品の量目の計算）**

**第9条** 受渡品の量目については、第14条第1項第6号において規定する協定書等に記載されている数値に基づくものとする。ただし、インタンクトランスファーについては、第5条第1項第1号に規定する申請書及び契約書等に記載されている数値に基づくものとする。

2 受渡品の量目はリットル位までとし、リットル未満の端数が生じたときは、その小数点1位を切り捨てて計算する。

**（受渡品の量目の増減の許容限度）**

**第10条** 受渡品の量目が第5条第1項第1号に規定する申請書又は契約書等に記載されている受渡数量（以下「記載受渡数量」という。）に比し、100分の2以内の増減である場合は、受方はこれを引き取り、受渡品の量目により受渡値段をもって決済するものとする。

2 受渡品の量目が記載受渡数量に比し、100分の2を超える増量又は減量が生じたときは、受渡当事者間で処理するものとする。

**（建玉決済枚数と受渡品の量目との関係）**

**第11条** 希望受渡しにより決済できる当月限の建玉枚数については、受渡品の量目を業務規程第63条において規定する受渡単位に換算させた枚数の範囲内において、受渡当事者間で合意した枚数とする。ただし、受渡品の量目を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数量目が生じたときは、当該端数量目を最小受渡単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

**（受渡日）**

**第12条** 受渡日は、当月限の1日から当月限の末日までのうち、受渡当事者間で合意した日とする。

### (受渡値段)

**第13条** 受渡値段は、成立日の当月限の帳入値段とする。ただし、前月限25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）の翌営業日から当該月末営業日までの間において2番限月で成立した場合にあっては、当該限月の帳入値段とする。

### (受渡方法)

**第14条** 希望受渡しの受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 渡方は、受渡日の前営業日の正午までに、業務規程第54条第2項に定める出荷依頼書等を当社に差し出さなければならない。
- (2) 受方は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、前号に規定する出荷依頼書等の交付を受ける。
- (3) 受渡しの方法は、細則第2条第1号において規定する海上出荷又は陸上出荷（「陸上出荷」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第2条第6号において規定する移動タンク貯蔵所による出荷のことをいう。）のほか、受渡当事者間で合意した方法により行うものとする。ただし、受渡品は、渡方から受方へ確実に移動させなければならない。
- (4) 前号の受渡しは、業務規程第63条に規定する受渡単位にかかわらず、分割して行うことができる。
- (5) 軽油にあっては、渡方及び受方は、受渡しが完了するまでに、細則第3条第4項に定める軽油受渡当事者確認書を当社に差し出さなければならない。
- (6) 受方は、受渡日の翌々営業日の午後3時30分までに、当社が定める受渡完了通知書を提出しなければならない。この場合において、受渡完了通知書は、荷役協定書の写し又は納品書の写し等、受渡しが確実に完了したことを証する書面（以下「協定書等」という。）に基づき作成したものでなければならない。
- (7) 当社は、前号に定める受渡完了通知書が提出された（毎営業日午後3時30分までに当社が受領したものに限る。）翌営業日の正午までに、渡方に対して受渡代金等を支払う。
- (8) 受方は協定書等を保存し、当社が必要と認めるときは、当該協定書等を提出しなければならない。
- (9) 記載受渡数量と受渡品の量目との間に過不足が生じた場合（第10条に定める許容限度の範囲内に限る。）、受方は、当月限最終受渡日の2営業日後の午後3時30分までに当該過不足に係る数量を当社に報告するものとし、当社は、次のとおり当該過不足に係る受渡代金等の調整を行う。
  - イ 受渡品の量目が増量した場合
    - (イ) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、増量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。

(ロ) 受方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、当該受方より差し出された日の翌営業日の正午までに渡方に支払うものとする。

ロ 受渡品の量目が減量した場合

(イ) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、減量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。

(ロ) 渡方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、当該渡方より差し出された日の翌営業日の正午までに受方に支払うものとする。

2 インタンクトランスファーについては、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 受方は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出さなければならない。

(2) 受方は、受渡日の翌営業日の午後3時30分までに、当社が定める受渡完了通知書を当社に差し出さなければならない。

(3) 渡方又は受方は、受渡日の翌営業日の午後3時30分までに、受渡場所若しくは当該受渡品を保管又は管理している者が受渡日現在において、タンク内に渡方若しくは受方が保有する受渡品が蔵置されていること又はされていたことを確約する旨を記載した書面を当社に差し出さなければならない。

(4) 当社は、前二号に定める書類が提出された翌営業日の正午までに、渡方に対して受渡代金等を支払う。

(5) インタンクトランスファーは、業務規程第63条に規定する受渡単位にかかわらず、分割して行うことができる。

#### **(受渡諸経費の負担)**

**第15条** 受渡時に発生する検査、検量及び積込み作業等に要する費用の負担については、受渡当事者間で決定するものとする。

#### **(故障の申立)**

**第16条** 受方は、希望受渡しにより受渡された受渡品等について、故障の申立てをすることができない。

#### **(石油受渡細則の準用)**

**第17条** 細則第3条第2項から第5項、第3条の2、第4条、第15条及び第16条の規定は、希望受渡しについて準用する。

**(受渡証明書類の保存)**

**第18条** 希望受渡しを行った取引参加者は、第5条第1項第1号ハ及び第14条第2項第3号に定める書類について、保存しておかなければならない。

**(法定帳簿の記載方法)**

**第19条** 希望受渡しを行った取引参加者は、法定帳簿上、希望受渡しにより受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

**(その他)**

**第20条** 本要領に定めのない事項については、受渡当事者間の合意により決定するものとする。

**(改廃)**

**第21条** 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

**附則**

本要領は、平成29年5月8日に施行する。